

# 新型コロナウイルス感染症に係る認定基準の運用緩和について

○前年実績の無い創業者や、前年以降店舗や業容拡大してきた事業者の方についても、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている場合には、セーフティネット保証 4 号・5 号及び危機関連保証が利用できるように認定基準の運用を緩和。

## 【対象となる方】

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、経営の安定に支障を生じている、次の方

- ①業歴 3 ヶ月以上 1 年 1 ヶ月未満の事業者
- ②前年以降の店舗増加等によって、単純な売上高等の前年比較では認定が困難な事業者

## 【認定基準】

(現状)  
対前年と比較

最近 1 ヶ月の売上高等と  
前年同月を比較  
+  
その後 2 ヶ月間(見込み)を含  
む 3 ヶ月の売上高等と前  
年同期を比較

運用  
緩和

(緩和後)

新型コロナウイルスの影響を受ける前などを基準として比較

最近 1 ヶ月の売上高等と最近 1 ヶ月を含む最近 3 ヶ月間の平均売上高等を比較

又は

最近 1 ヶ月の売上高等と令和元年 12 月の売上高等を比較

+

その後 2 ヶ月間(見込み)を含む 3 ヶ月の売上高等と令和元年 12 月の売上高等の 3 倍を比較

又は

最近 1 ヶ月の売上高等と令和元年 10~12 月の平均売上高等を比較

+

その後 2 ヶ月間(見込み)を含む 3 ヶ月の売上高等と令和元年 10~12 月の 3 ヶ月を比較

※上記の売上高等減少の基準については、セーフティネット保証 4 号は▲20%以上、セーフティネット保証 5 号は▲5%以上、危機関連保証は▲15%以上